

業績勘案率に関する検討の際の着眼点

平成 16 年 7 月 1 日

独立行政法人評価分科会資料

平成 16 年 3 月 12 日の政策評価・独立行政法人評価委員会の審議等これまでの各委員からの指摘を踏まえ、政策評価・独立行政法人評価委員会（独立行政法人評価分科会）が、各府省の独立行政法人評価委員会から業績勘案率の通知を受けた際に着眼すべき主な事項を整理した結果は、以下のとおり。

1 基本姿勢

以下の基本姿勢に立って精査を行う。

- 業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みとするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、基本的には 1.0 であることを徹底する。
- 業績勘案率の算定について客観性を確保する。
- 業績勘案率への法人の業績又は担当業務の業績（以下「法人等の業績」という。）の反映を重視する。

＜参考＞第 159 回国会小泉内閣総理大臣施政方針演説（抄）（平成 16 年 1 月 19 日）
「……特殊法人や独立行政法人の役員退職金は大幅に引き下げ、国家公務員並とします。……」

（注）業績勘案率 1.0 で算定した退職金の水準が、（計算方式は異なるが）国家公務員並の水準に概ね相当

2 着眼すべき主な事項

- 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があるものとなっていると客観的、具体的かつ明確に説明できない場合には、基本的には業績勘案率が 1.0 となるような取扱いとなっているか。

例えば、法人の過去の業績と同水準の業績であっても、中期目標、中期計画の難易度が低いため、それらの達成状況・実施状況から算定された業績勘案率が恒常的に 1.0 を上回るといった状況が生じていないか。

また、算定された業績勘案率と 1.0 の差は、退職役員の在職期間に係る法人等の業績と当該法人の過去の通常の業績との差に照らして、妥当なものであると客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっているか。

- 退職役員の業績勘案率の算定時に退職年度の年度評価結果が確定していない場合、当

該退職年度の法人等の業績を業績勘案率にどのように反映させているか。

特に、退職年度における法人等の業績について、法人の過去の通常の業績と比べて差があるものとして取り扱う場合は、差があること及びその差の程度をどのような客観的・具体的根拠によって認定しているか（例えば、退職年度の前年度の年度評価等の結果を単純に流用していないか。）。

- 業績勘案率の算定に当たっての法人の個々の業績の評価結果のウェイト付けは適切なものとなっているか。
- 退職役員が在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況（業績等に基づく手当等の増額又は減額の状況）は、業績勘案率に対する法人等の業績等の反映状況（業績等に基づき業績勘案率を1.0以上又は1.0以下としている状況）と整合的なか。

<参考>独立行政法人役員給与規程の例

第〇条 理事長は、〇〇省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案して、前項の規定による特別手当の額をその100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

- 業績勘案率の算定に当たって、退職役員の個人的な業績を考慮することとしている場合、その考慮の程度は付随的なものとなっているか（法人等の業績に比べて個人的な業績を重視しすぎていないか。例えば、個人的な業績が高かったとしても、法人等の業績が低い場合に、安易に高い業績勘案率を導出していないか。）。
- 退職役員の個人的な業績を考慮して業績勘案率を算定する場合、その客観的基準は明確か。法人等の業績から算定した業績勘案率を1.0からかい離させる方向で考慮する場合は、当該退職役員の個人的な業績が、過去の役員の通常の業績とは差があったことをどのような客観的・具体的根拠によって認定しているか。
また、個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差等に対応した明確な基準が定められているか。また、どのような客観的・具体的根拠によって当該幅を決定しているか。
- 退職役員の個人的な業績を考慮して業績勘案率を算定する場合、考慮する個人的な業績は、当該役員の任期中における、当該法人の役員としての固有の業務に関する個人的な業績となっているか。任期中の業績であっても、実態的には、法人の役員に就任する前の個人的な業績に起因するものが含まれていないか。

- 法人等の業績や退職役員の個人的な業績以外の要素として、法人の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することは妥当か。法人等の業績や退職役員の個人的な業績との間でダブルカウントが生じていないか。また、法人が当然行うものと期待されている活動や、行わない場合にはむしろ問題となるような活動を、法人の特筆すべき活動等の要素として位置付けていないか。

※ 考慮することが妥当であると認められる場合は、退職役員の個人的な業績を考慮する場合に準じた視点から精査

- 退職金が国家公務員並の水準（業績勘案率 1.0）を上回った場合、その上回った額は、退職役員の在職期間における当該法人の経営努力によるものと認められた剰余金である「目的積立金」の額に照らして適切な水準となっているか。

- 退職する理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されているか。

- 各府省の独立行政法人評価委員会における業績勘案率の審議は、どのような客観的資料を基に、どのような体制で、どの程度の時間をかけて行われているか。

各府省の独立行政法人評価委員会において定められてきた業績勘案率は、結果として、業績に応じて 1.0 以上にも 1.0 以下にもなるような弾力的なものとなっているか。

また、業績勘案率及びその決定理由は、どのような形で公表される予定か。